

## 政府情報システムの見直しの方向性について

### 【基本的な考え方】

○ これまでの政府情報システムは、各府省が縦割りで整備・運用を行い、予算・調達が細分化されており、また、専門的な人材を十分に有していない、システム連携が不十分という問題が指摘されてきた。

また、これからのシステムは、データベースを分散管理することを前提に、データベースへの適切なアクセスコントロールをしながら、クラウドを活用した共通基盤上に各種アプリを構築するといった方式が主流となるといわれている。このようなことから、これまでの開発手法からの抜本的な転換が必要と指摘されている。

○ こうした問題に対応するため、デジタル庁は、政府全体のITガバナンスの司令塔として、(i) 政府情報システムについての基本的な方向性を提示し、(ii) 各府省の情報システムについて統一的視点から総合調整を行うとともに、(iii) 重要なものについては、自ら整備等を行うこととする。

### 【見直しの方向性】

○ デジタル庁は、全ての政府情報システムに適用される整備方針を作成するとともに、整備方針に沿ったものであるか等について政府情報システムの整備等のプロセスを統括して監理し、システムの整合的な整備、見直しを推進する。

○ 具体的には、デジタル庁は、政府情報システムを以下の3類型に指定し、原則としてこの類型に応じて自ら整備等を行い、又はデジタル庁の統括・監理の下に各府省が整備等を行う。

#### ①デジタル庁システム

対象：各府省が共通で利用するシステム 等

整備等：デジタル庁が一括して整備・運用

定員：整備・運用担当者を各府省からデジタル庁に振替

#### ②デジタル庁・各府省共同プロジェクト型システム

対象：デジタル庁の技術的知見等を活かした整備を要するシステム 等

整備等：デジタル庁が整備、各府省が運用

定員：各府省の整備担当者について各府省の実態を踏まえつつ、デジタル庁に振替(振替以外の各府省の担当者についてはデジタル庁に併任)

#### ③各府省システム

対象：①、②以外のシステム

整備等：デジタル庁の統括・監理の下に、各府省が行い、是正が必要な場合は勧告

○ R3年度は原則として①、②の経費をデジタル庁に一括して予算計上

※ ②の運用経費は、デジタル庁から各府省に移し替えて各府省が執行

③の経費のR4年度以降の取扱いについては、デジタル庁による一括計上の方向で今後検討